

宇治市学校給食センター整備事業

請負契約書（案）

事業名	宇治市学校給食センター整備事業		
事業場所	京都府宇治市五ヶ庄三番割		
履行期間	令和 年 月 日から令和8年5月29日まで		
履行期間の内訳	設計	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	工事監理	令和 年 月 日から令和8年1月31日まで	
	工事	令和 年 月 日から令和8年1月31日まで	
	開業支援	令和 年 月 日から令和8年5月29日まで	
請負代金額	¥		
うち取引にかかると消費税額及び地方消費税の額	¥ 取引にかかると消費税額は、請負代金額に 10/100 を乗じて得た額である。		
請負代金額の内訳	設計費	¥	円 (うち取引に係ると消費税及び地方消費税の額¥ 円)
	工事監理費	¥	円 (うち取引に係ると消費税及び地方消費税の額¥ 円)
	工事費	¥	円 (うち取引に係ると消費税及び地方消費税の額¥ 円)
	開業支援費	¥	円 (うち取引に係ると消費税及び地方消費税の額¥ 円)
契約保証金	¥		
前払金	設計	令和5年度は有、令和6年度及び令和7年度は無	
	工事	令和5年度は無、令和6年度は有、令和7年度は令和6年度に含める	
部分払	有		

上記の事業について、発注者と受注者（ ）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者の一部が共同企業体を結成している場合には、当該共同企業体を構成する企業は、別紙の共同企業体協定書により当該企業体の担当する業務を共同連帯して請け負う。

本契約の証しとして本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

発注者 住所 宇治市宇治琵琶33番地
宇治市
代表者 宇治市長 松村 淳子

受注者

【設計企業】

住所
商号又は名称
代表氏名

【工事監理企業】

住所
商号又は名称
代表氏名

【建設企業（特定建設工事共同企業体）】

〔共同企業体名（乙型）〕

代表者 〔建築工事共同企業体名（甲型）〕

代表企業 住所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 〔土木工事共同企業体名（甲型）〕

代表者 住所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住所
商号又は名称
代表者氏名

【調理設備企業】

住所
商号又は名称
代表氏名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、募集要項等（公募型プロポーザルにおいて公表した募集要項、要求水準書、この契約書その他資料及びこれらに関する質問回答書をいう。以下同じ。）及び提案書類（受注者が手続において発注者に提出した提案書、発注者からの質疑に対する回答その他受注者が契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。なお、募集要項等と提案書類を総称して以下「要求水準書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び要求水準書等を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 この契約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「設計図書」とは、要求水準書等及び設計成果物をいう。

(2) 「設計」とは、募集要項等に定める施設整備業務のうち、「測量等事前調査業務」、「各種許認可申請等業務及び関連業務」、「設計業務（土地造成詳細設計・建築基本設計・建築実施設計）」、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」をいう。

(3) 「工事」とは、募集要項等に定める施設整備業務のうち、「建設業務（土地造成・外構整備を含む）」、「調理設備調達・搬入設置業務」、「食器・食缶等調達業務」、「事務備品等調達業務」、「近隣対応・周辺対策業務」、「完成検査及び引渡し業務」、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」及び開業支援業務をいう。

(4) 「工事監理」とは、募集要項等に定める施設整備業務のうち、「工事監理業務」、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」をいう。

(5) 「開業支援」とは、募集要項等に定める開業支援業務をいう。

(6) 「設計成果物」とは、受注者が設計で作成した図書、官公庁申請図書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。

(7) 「工事監理報告書」とは、受注者が工事監理で作成した報告書をいう。

(8) 「開業支援報告書」とは、受注者が開業支援で作成した報告書をいう。

(7) 「工事目的物」とは、この契約の目的物たる構造物をいう。

(8) 「設計費」とは、請負代金のうち、設計に係る費用をいう。

(9) 「工事費」とは、請負代金のうち、工事に係る費用をいう。

(10) 「工事監理費」とは、請負代金のうち、工事監理に係る費用をいう。

(11) 「開業支援費」とは、請負代金のうち、開業支援に係る費用をいう。

3 受注者は、要求水準書等に規定する業務（以下「業務」という。）を頭書記載の履行期間内に完了し、設計成果物、工事目的物、工事監理報告書及び開業支援報告書を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

4 受注者は、この契約書若しくは要求水準書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約書及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 発注者は、この契約に基づくすべての行為を受注者の代表企業に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、受注者のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工事費内訳書及び工程表）

- 第3条 受注者は、この契約締結後速やかに、募集要項等に基づいて、事業計画書、事前調査計画書、設計計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、工事着手の2週間前までに、募集要項等に基づいて、建築等業務計画書及び工事監理計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、開業支援開始の2週間前までに、募集要項等に基づいて、開業支援業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
 - 4 発注者は、必要があると認めるときは、第3項の計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対して、その修正を請求することができる。
 - 5 第1項から第3項の計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約書の頭書において契約保証金額を記載した場合には、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる宇治市財務規則第172条に掲げる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、設計成果物（未完成の成果物及び設計を行う上で得られた記録等を含む。）、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第22条第2項の規定による検査に合格したもの及び第50条第4項の規定による部分払のための確認を受けたもの、工事監理を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、設計成果物（第51条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）又は工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

(著作者人格権の制限)

第7条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 設計成果物又は工事目的物の内容を公表すること。
 - (2) 工事目的物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、設計成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 工事目的物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 設計成果物又は工事目的物の内容を公表すること。
 - (2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。

- 3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(著作権の侵害防止)

第8条 受注者は、その作成する設計成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 受注者は、その作成する設計成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対し損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第9条 受注者は、設計又は工事監理の全部を一括して、若しくは設計又は工事監理における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が要求水準書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、設計又は工事監理の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、設計又は工事監理の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 5 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第10条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の社会保険等加入義務等)

第 10 条の 2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(特許権等の使用)

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法、履行方法、処理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法、履行方法等を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第 11 条の 2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は設計成果物によって表現される構造物若しくは設計成果物を利用して完成した工事目的物の形状等について同法第 3 条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、工事目的物に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 前項の場合において、受注者は、工事目的物の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 第 1 項によらない場合において、受注者は、自ら有する登録意匠を設計に用いるときは、発注者に対し、工事目的物に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

4 前項の場合において、受注者は、工事目的物の形状等に係る意匠法第 3 条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(監督職員)

第12条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の統括責任者、各管理技術者、各業務責任者、現場代理人に対する催告、指示、承諾又は協議

(2) 発注者の意図する設計成果物を完成させるため若しくは工事監理を完了させるための受注者又は受注者の各業務担当責任者に対する業務に関する指示

(3) この契約書及び要求水準書等に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(4) 業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

(5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

(6) 関連する 2 以上の工事における工程等の調整

- 3 発注者は、2 名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第 2 項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出承諾及び解除については、募集要項等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(統括責任者)

第13条 受注者は、業務全体についての総合的な調整を行う統括責任者を配置し、発注者に通知しなければならない。統括責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 受注者は募集要項等の定めるところに従い、発注者、前項に定める統括責任者、第 14 条に定める設計管理技術者、第 15 条に定める建設業務責任者及び調理設備調達業務責任者、第 16 条に定める工事監理管理技術者等が参加する連絡会議を月 2 回程度開催しなければならない。

(設計管理技術者)

第14条 受注者は、設計の技術上の管理を行う管理技術者（以下、「設計管理技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。設計管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 設計管理技術者は、この契約の履行に関し、設計の管理及び統括を行うほか、請負代金の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、第 20 条第 1 項及び同条第 2 項の請求の受理、同条第 3 項の通知の受理、同条第 4 項の請求並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく設計に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを設計管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(現場代理人及び監理技術者等)

第15条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等の開始から第 42 条又は第 51 条に定める引渡し完了するまで（ただし、第 51 条に定める引渡しは、当該引渡しに係る工事に限る。）工事現場に設置し、募集要項等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者

(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、第 20 条第 1 項及び同条第 2 項の請求の受理、同条第 3 項の通知の受理、同条第 4 項の請求並びにこの契約の解除に係る権限を除き、

この契約に基づく工事に係る受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 受注者は、第1項に定める者の他、募集要項等で定める建設業務責任者及び調理設備調達業務責任者を配置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 7 監理技術者は募集要項等に定める建設業務責任者を兼ねるものとする。

(工事監理管理技術者)

第16条 受注者は、工事監理の技術上の管理を行う管理技術者（以下、「工事監理管理技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。工事監理管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 工事監理管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、請負代金の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、第20条第1項及び同条第2項の請求の受理、同条第3項の通知の受理、同条第4項の請求並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく工事監理に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを工事監理管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第17条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者は、これに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立ち入り)

第18条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者は、これに協力しなければならない。

(履行報告)

第19条 受注者は、募集要項等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(各業務責任者等及び工事関係者に関する措置請求)

第20条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者並びに専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、設計管理技術者、工事監理管理技術者、建設業務責任者、調理設備調達業務責任者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、その他受注者が工事

を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(設計成果物と募集要項等との適合の確認)

第21条 受注者は、募集要項等に定めるところにより、募集要項等との適合について確認が求められている設計を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は監督職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、募集要項等に定めるところにより、募集要項等との適合について確認し、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、設計が前項の確認の結果、募集要項等と適合しないと発注者が判断したときは、直ちに修補して発注者の確認を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計の完了とみなして前各項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項の検査に合格した通知があるまでは、施工を開始してはならない。
- 5 第2項の通知を行ったことを理由として、発注者は業務について何ら責任を負担するものではなく、また受注者は何らの責任を減じられず、かつ、免ぜられているものではない。

(工事材料の品質及び検査等)

第22条 工事材料の品質については、要求水準書等に定めるところによる。要求水準書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、募集要項等において監督職員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第23条 受注者は、募集要項等において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、募集要項等において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて募集要項等において見本又

は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、募集要項等に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第24条 発注者が受注者に支給する工事材料、調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具、調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品」という。）がある場合においては、支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が募集要項等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、募集要項等に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不

可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が募集要項等に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第25条 発注者は、募集要項等において発注者が確保することとした、工事用地その他募集要項等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（募集要項等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。第2項の受注者は、募集要項等において受注者が確保することとした工事用地等を受注者が工事の施工上必要とする日（募集要項等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

(要求水準書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第26条 受注者は、設計、工事監理又は開業支援の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその履行又は修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 監督職員は、受注者が第22条第2項又は第22条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 4 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、

工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第27条 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 募集要項等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等募集要項等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 募集要項等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議し、募集要項等を訂正する必要があるものについては発注者が訂正を行い、提案書類又は設計成果物を訂正する必要があるものについては受注者が行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第28条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第29条 第三者の所有する土地への立ち入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができない又は工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは作業現場又は工事現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を実施できないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知

して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第30条 受注者は、設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書の変更を受注者に通知する。
- 3 発注者は、前項の規定により設計仕様等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第31条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により予定された履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第32条 発注者は、特別の理由により予定された履行期間を短縮する必要があるときは、当該期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い履行期間の禁止)

第32条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第33条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第31条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、第31条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日)から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第34条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし協議開始の日

から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第35条 発注者又は受注者は、履行期間内でこの契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「この契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 第 3 項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第36条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第37条 工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物、工事材料について生じた損害その他業務の実施に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 39 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 64 条第 1 項の規定

により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第38条 業務を行うことについて第三者に損害を及ぼしたときは、受注者とその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第64条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の指示、支給品及び貸与品の性状、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由又はその他発注者の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第39条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下本条及び第62条において「業務の出来形部分」という。)、工事目的物、仮設物、作業現場又は工事現場に搬入済みの調査機械器具又は工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第64条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務の出来形部分、工事目的物、仮設物、作業現場又は工事現場に搬入済みの調査機械器具又は工事材料若しくは建設機械器具であつて第22条第2項、第23条第1項若しくは第2項又は第50条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務の出来形部分及び工事目的物に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分及び工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計成果物又は工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第40条 発注者は、この契約の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(設計の検査及び引渡し)

第41条 受注者は、設計を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、設計の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって設計の完了を確認した後、受注者が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物の引渡しを設計費の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(工事の検査及び引渡し)

第42条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

できる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを工事費の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。
(工事監理の検査及び引渡し)

第43条 受注者は、工事監理を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、工事監理の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって工事監理の完了を確認した後、受注者が工事監理報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該報告書の引渡しを工事監理費の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、工事監理が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(開業支援の検査及び引渡し)

第44条 受注者は、開業支援を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、開業支援の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって開業支援の完了を確認した後、受注者が開業支援報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該報告書の引渡しを開業支援費の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、開業支援が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(請負代金の支払)

第45条 受注者は、第41条、第42条、第43条又は前条の検査に合格したときは、それぞれの業務に応じた請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、発注者があらかじめ指定した請求及び支払方法がある場合は発注者及び受注者は当該方法により処理するものとする。

(部分使用)

第46条 発注者は、第 42 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第47条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、頭書記載の設計又は工事の完成の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計費の 10 分の 3 以内の前払金又は工事費の 10 分の 4 以内で宇治市公共工事の前払金に関する規則に基づき発注者の定める額の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、この契約書の頭書において前払金無とした場合には受注者は、前払金の支払を請求することができない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は第 1 項の規定により工事費の前金払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、頭書記載の工事完了の時期を保証期限とする保証契約を締結したときは、その保証証書を発注者に寄託して、工事費の 10 分の 2 以内で宇治市公共工事の前払金に関する規則に基づき、発注者の定める額の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、第 1 項ただし書及び前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、第 50 条の規定による部分払又は第 51 条の規定による工事費の支払を請求した後にあっては、前項の中間前金払を請求することができない。
- 5 受注者は、第 3 項の中間前金払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該請求の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、設計費又は工事費が著しく増額された場合においては、増額後の設計費の 10 分の 3 から受領済みの前払金額、増額後の工事費の 10 分の 4（中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）以内で発注者の定める額から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは中間前払金額を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは中間前払金を含む。以下同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。
- 7 受注者は、設計費又は工事費が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計費又は工事費の 10 分の 5（中間前金払の支払を受けているときは 10 分の 6）を超えるときは、受注者は、設計費又は工事費が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であ

ると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、設計費又は工事費が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、第 55 条の 2 第 2 項に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第48条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、設計費又は工事費が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第49条 受注者は、前払金を設計又は工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、保証料、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち設計又は工事の実施に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる額は、前払金の 100 分の 25 以内の額に限る。

(部分払)

第50条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 22 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては募集要項等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する工事費相当額の 10 分の 9 以内の額について次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この契約書の頭書において部分払無とした場合には受注者は、部分払の支払を請求することができない。

- 2 受注者は、中間前金払を請求した後にあつては、部分払を請求することができない。ただし、発注者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 6 受注者は、第 4 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない

い。

- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の工事費相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の工事費相当額} \\ \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{工事費})$$

- 8 第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第7項中「工事相当額」とあるのは「工事費相当額から既に部分払の対象となった工事費相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第51条 設計成果物又は工事目的物について、発注者が募集要項等において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第41条中「設計」とあるのは「指定部分に係る設計」と、「設計成果物」とあるのは「指定部分に係る設計成果物」と、同条第4項中「設計費」とあるのは「部分引渡しに係る設計費」と、第42条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項中「工事費」とあるのは「部分引渡しに係る工事費」と、及び第45条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第45条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る設計費又は工事費の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する設計費又は工事費の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第45条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る設計費又は工事費の額} \\ = \text{指定部分に相応する設計費又は工事費の額} \\ \times (1 - \text{設計費又は工事費の前払金額} / \text{設計費又は工事費})$$

(前払金等の不払に対する業務中止)

第52条 受注者は、発注者が第47条、第50条又は第51条において準用される第45条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第53条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、設計成果物又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履

行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 設計成果物又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(工事監理の債務不履行に対する受注者の責任)

第54条 受注者が工事監理に関し、この契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第42条第2項又は第46条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第42条第3項又は第4項の規定により工事監理が完了した日から本件建築物の工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、工事監理完了の日から10年とする。
- 4 発注者は、工事監理の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、受注者の契約違反が募集要項等記載内容、発注者の指示、支給材料又は貸与品の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示、支給材料又は貸与品が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第57条又は第57条の2の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第57条又は第57条の2の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、次条第2項に規定する割合で計算した額とする。
 - 6 第2項の場合（第57条の2第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。（受注者の損害賠償請求等）
- 第55条の2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第59条又は第59条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第45条第2項（第51条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。（契約不適合責任期間等）
- 第55条の3 発注者は、引き渡された設計成果物及び工事目的物に関し、第42条第4項又は第5項（第51条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から

1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が募集要項等の記載内容、支給材料又は貸与品の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、材料、貸与品又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第56条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第57条各号又は第57条の2各号の一に該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第38条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への債務を除く。）
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約

金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の催告による解除権)

第57条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に必要な業務を完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に必要な業務を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (4) 第14条第1項、第15条第1項第2号及び第16条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第53条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる者の職務の執行を妨げたとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第57条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を業務の実施以外に使用したとき。
- (3) この契約の設計成果物又は工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の設計成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の設計成果物又は工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第59条又は第59条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号にお

いて同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約や建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第57条の3 第57条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第58条 発注者は、業務が完成するまでの間は、第57条の2の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第59条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第59条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第28条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第29条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が5月を超えるときは、5月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第59条の3 第59条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(設計及び工事監理に対する解除の効果)

第60条 契約が解除された場合には、設計及び工事監理に対する第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第51条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が設計の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を終了した部分(第51条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分請負代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う設計に対する措置)

第61条 契約が設計の完了前に解除された場合において、第47条の規定による前払金があったときは、受注者は、第55条第3項、第57条、第57条の2又は第67条第4項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第51条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第55条の2第2項に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、第58条、第59条又は第59条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約が設計の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第47条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第51条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第55条第3項、第57条、第57条の2又は第67条第4項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第55条の2第2項に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、第58条、第59条又は第59条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、設計の完了前に契約が解除された場合において、設計に関連する支給材料又は貸与品があるときは、当該支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料又は貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、契約が設計の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する設計の出来形部分(第51条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第9条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費

用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 設計の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第55条第3項、第57条、第57条の2又は第67条第4項によるときは受注者が負担し、第58条、第59条又は第59条の2によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等受注者が負担する。

- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第55条第3項、第57条、第57条の2又は第67条第4項によるときは発注者が定め、第58条、第59条又は第59条の2の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 設計の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(解除に伴う工事に対する措置)

第62条 発注者は、契約が工事の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第47条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第50条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第57条、第57条の2又は第55条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第55条の2第2項に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第59条又は第59条又は第59条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、契約が工事の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失によ

り滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、契約が工事の完了前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第57条、第57条の2又は第55条第3項の規定によるときは発注者が定め、第59条、第59条又は第59条の2の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（解除に伴う工事監理に対する措置）

第63条 受注者は、契約が工事監理の完了前に解除された場合において、工事監理に関連する支給材料又は貸与品があるときは、当該支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料又は貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第57条又は第57条の2によるときは発注者が定め、第59条又は第59条の2の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（倒産等に伴う措置）

第63条の2 受注者は、第55条第2項第2号に該当する場合において、第47条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、第61条第1項又は同条第2項若しくは第62条第3項の規定を準用し、前払金又は中間前払金を直ちに返還しなければならない。ただし、この工事を完成させたときは、この限りでない。

（期限の利益の喪失）

第63条の3 第55条第2項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第63条の4 この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

2 前項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(火災保険等)

第64条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を募集要項等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第65条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による京都府建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、設計管理技術者、工事監理管理技術者、建設業務責任者、調理設備調達業務責任者又は専門技術者その他受注者が業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の業務の実施又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第20条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第66条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、訴訟によらず審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(談合行為に対する措置)

第67条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による請負代金（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても同様とする。

(1) この契約に係る入札に関して、受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下又は棄却する判決が確定したとき。

(3) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

- 2 受注者が共同企業体である場合は、前項各号中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 3 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。
- 4 第1項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。
- 5 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- 6 前各項に関する事項については、前条の規定にかかわらず、発注者は審査会の仲裁に付すか訴訟によって解決を求めるかを選択することができる。

(関係法令の遵守)

第68条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第69条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第70条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

特約条項

(物価変動に関する用語の定義)

第1条 この契約書本則（以下「本則」という。）第35条に規定する請負代金額は、工事費のうち「食器・食缶等調達業務」、「事務備品等調達業務」、「近隣対応・周辺対策業務」、「完成検査及び引渡し業務」、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」及び開業支援業務を除く額とする。

2 本則第35条第3項に規定する協議又は通知により定める変動後残工事代金額は、変動前残工事代金額に以下の計算式によって算出される物価の変動率を乗じることによって算出する。

$$\text{物価変動率} = \alpha - 1$$

$$\alpha = (\text{この契約締結の日から12月を経過した後の月の建築費指数}) / (\text{この契約締結の日が属する月の建築費指数})$$

3 前項の建築費指数とは、一般財団法人建設物価調査会の「建設物価指数月報」に確定値として記載される、工事目的物の構造と合致する建築費指数／構造物平均／大阪／工事原価を適用するものとする。

(解体工事に要する費用等)

第2条 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1) 解体工事に要する費用、(2) 再資源化等に要する費用、(3) 分別解体等の方法、(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ求めることとする。

(工場製品の所有権等)

第3条 本則第42条又は第50条に係る製造工場等にある工場製品の所有権は、同条に規定する検査の合格日をもって発注者に帰属するものとする。

2 (A) 前項の規定により発注者に帰属した当該物件は、工場搬出時まで善良な管理者の注意義務をもって無料保管しなければならない。

(B) 前項の規定により発注者に帰属した当該物件は、工場搬出時まで無料保管し、目的物全部の引渡しを完了するまで善良な管理者の注意義務をもってこれを管理しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、受注者は、目的物全部の引渡しを完了するまで、受注者の責によらない目的物の滅失及びき損に係る危険を負担するものとする。

4 受注者は、この工場製作を履行するにあたり、第三者と委任又は請負の契約を締結した場合においては、当該第三者（当該工場製作が数次の契約によって行われるときは、後次のすべての契約に係る受任者又は請負人を含む。）が、本特約事項の内容を承認している旨を発注者に報告しなければならない。

5 受注者は、前記事項を記載した請書を1通発注者あてに提出すること。

(注) 2 (A) は工場製作のみの場合に適用

2 (B) は工場製作及び製作架設までの場合に適用

(債務負担行為に係る契約の特則)

第4条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における工事費の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和6年度（令和5年度分を含む） 円

令和7年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和6年度（令和5年度分を含む） 円

令和7年度 円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第5条 債務負担行為に係る契約の前金払については、本則第47条中「頭書記載の設計又は工事完成の時期」とあるのは「頭書記載の設計又は工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、本則第47条及び本則第48条中「設計費」とあるのは「当該会計年度の設計に係る出来高予定額」、「工事費」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における本則第50条第1項の工事費相当額（以下本条及び次条において「工事費相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、受注者は、前払金を請求した翌会計年度において工事費の中間前払金を請求することができる。ただし、当該会計年度において、部分払（本特約条項第6条第1項に規定する出来高超過額の支払を除く。）を請求した後にあっては、この限りでない。
- 3 第1項の場合において、当該会計年度について前払金を支払わない旨がこの契約の頭書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の本則第47条第1項の規定にかかわらず、受注者は、当該会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 4 第1項の場合において、当該会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨がこの契約の頭書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の本則第47条第1項の規定にかかわらず、受注者は、当該会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の本則第47条第1項の規定にかかわらず、受注者は、工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 6 第1項の場合において、前会計年度末における工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、本則第48条第3項の規定を準用する。

第6条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 当該会計年度における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額に達したときは、受注者は、中間前払金を請求した後であっても、当該会計年度において部分払を請求することができる。
- 3 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、

本則第 50 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{部分払金の額} \leq \text{工事費相当額} \times 9/10 - \text{前会計年度までの支払金額} \\ & \quad - \text{工事費相当額} \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の間前払金額}) \\ & \quad \quad \quad / \text{工事費} \end{aligned}$$

4 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和 7 年度 1 回

(本則第 46 条の準用規定の変更)

第 7 条 本則第 61 条 1 項及び第 2 項並びに本則第 62 条第 3 項中「第 47 条」とあるのは「第 47 条 (特約条項第 5 条において準用する場合を含む。)」と、第 62 条第 3 項中「第 50 条」とあるのは「第 50 条及び特約条項第 6 条」と読み替えて、これらの規定を準用する。